

■評価項目と評価基準（横浜市里親フォスタリング事業委託）

*採点は5段階で行ってください。

No.	評価の項目	上限 配点	採点 不十分・不適切→ふつう→十分・適切					採点 (a)	係数 (b)	採点結果 a×b	
			1	2	3	4	5				
1	団体の運営能力	(1) 団体の社会的養護に関する理解 (受託団体が担うべき役割の認識が的確か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(2) 団体の社会的養護に関する実績と安定性 (目的の達成に必要な実績及び安定性があるか)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
2	事業の実施内容	(1) 里親リクルートの効果的な実施 (具体的かつ効果的な方法か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(2) 講演会・交流会の実施 (目的、実施場所、講師等が具体的か)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
		(3) 里親登録希望者への個別相談・アセスメントの 実施（里親希望者への確認事項、理解促進、公平 な対応を適切に実施できるか）	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(4) 里親登録のための研修の実施 (講義内容、実施場所、講師等が具体的か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(5) マッチング会議に向けた児童相談所への 里親情報の提供（里親のデータベースを作成し、 適切な里親候補を提案できるか。）	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(6) 委託児童を含めた里親家庭への相談支援 (相談支援策や相談支援体制が具体的か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(7) 未委託里親の状況把握及び支援 (未委託の課題等の把握や支援策が具体的か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(8) 委託決定後の里親へのフォロー (発生する課題に対する具体的な支援策か)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
3	事業の実施体制	(1) 適正な職員配置 (事業実施に必要な専門性等を考慮した配置か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(2) 団体としてのバックアップ体制 (担当者不在時の支援体制が確保されているか)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(3) 職員の資質向上に向けた取り組み (研修や人材育成の取組みが具体的か)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
4	関係機関との連携	(1) 関係する支援機関との連携 (関係機関との連携の重要性を理解しているか)	15	1	2	3	4	5		3.0	0
		(2) 乳児院・児童養護施設等との連携 (施設等と円滑な連携を行えるか)	15	1	2	3	4	5		3.0	0
5	適正な事業実施	(1) 個人情報の管理 (電子データ等の資料を組織的に管理しているか)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
		(2) 適正な事務処理等の実施 (事業の進捗等を組織的に管理しているか)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
		(3) 利用者からの意見や苦情への対応 (意見や苦情に対して組織的に対応できるか)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
		(4) 緊急時の対応等 (連絡体制やマニュアル等が整備されているか)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
6	ワークライフバランスに関する取組	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行 動計画の策定（計画を策定しているか）	5	1	2	3	4	5		1.0	0
		(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 に基づく一般事業主行動計画の策定（計画を策定して いるか）									
		(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（く るみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはま グッドバランス企業認定の取得									
		(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユース エール認定の取得									
7	健康経営に関する 取組	健康経営に関する取組 (横浜健康経営認証事業所としてAAAクラスか、AAク ラスを認証しているか)	5	1	2	3	4	5		1.0	0
8	見積書の妥当性	見積書の妥当性 (実施内容や実施体制に対して適切な金額か)	10	1	2	3	4	5		2.0	0
合計			190								0

■ 評価の方法について

1 配分の考え方

評価基準の配点の設定は次のとおりです。

評価項目	配点	比重
法人の状況に関する項目 (No. 1, 3, 5, 6, 7)	80	42.1%
事業計画に関する項目 (No. 2, 4, 8)	110	57.9%
合計	190	100.0%

2 各評価項目の評価の目安

原則として提案書の記述内容及びヒアリングの内容により、1点から5点までの5段階評価とします。5段階評価の目安は次のとおりとし、本市で想定している一般的な水準の提案を「3」とします。

【評価の目安】

非常に優れている	5
優れている	4
ふつう	3
劣っている	2
記述がない・要求に適合していない。	1

3 選定の考え方

評価委員会の各委員の得点の合計点を評価得点とします。
なお、同点の場合には「事業の実施内容、事業の実施体制、関係機関との連携」(No. 2・3・4) の評価点の合計が高い法人を上位とします。
それでもなお同点の場合には、「団体の運営能力 (No. 1)」 の評価点の合計が高い法人を上位とします。

4 最低基準

各委員の評価点を合計した総合計が、総合得点の50%未満の法人は、原則として選定しません。

5 委員が欠席した場合の取扱

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第15条第1項を準用し、委員の定足数の5分の4の出席をもって評価委員会が成立したものとします。